

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、直ちに周り

避難は自ら判断を

災害が迫ったとき、置かれた状況は一人ひとり違います。それぞれが自ら判断し、適切な行動を取らなければなりません。

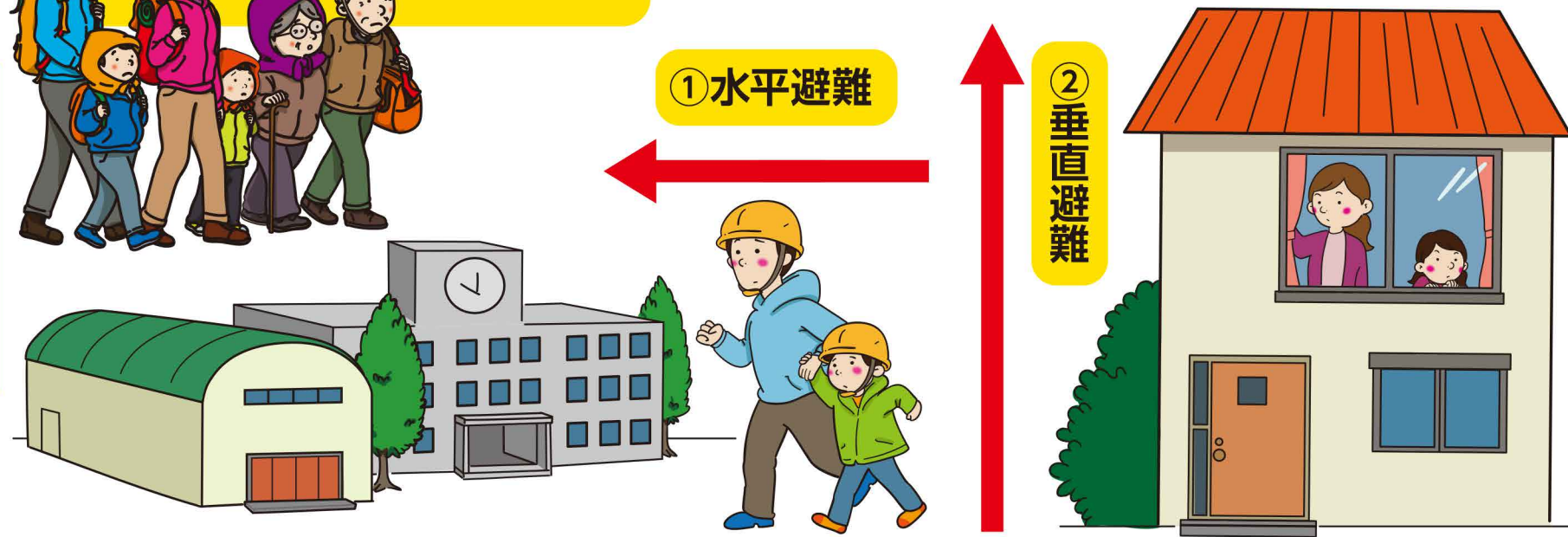


命を守る最低限の行動を

危険な状況の中での避難はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えます。危険が切迫している場合は、指定された避難場所への移動①水平避難だけでなく、命を守る最低限の行動が必要な場合もあります。

① 水平避難

② 垂直避難



例えば

- 夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい
- ひざ上まで浸水している(50cm以上)
- 浸水は20cm程度だが、水の流れる速度が速い
- 浸水は10cm程度だが、用水路などの位置が不明で転落のおそれがある

② 垂直避難

屋外への移動は危険です。浸水による建物倒壊の危険がないと判断される場合には、自宅や近隣建物の2階以上(津波の場合は3階以上)へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも検討してください。

土砂災害の予防策

- ◎ 日頃から避難する場所や道路などを確認しておきましょう。
- ◎ 家の近くにがけのある方は、がけの周辺を見回り、次のようなことを心がけましょう。

の人と安全な場所へ避難してください。日ごろからの危険場所、避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

土砂災害の種類

※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土砂災害の危険個所について

土砂災害防止法に基づき埼玉県が計画的に基礎調査を実施し、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」の指定及び見直しを行っています。

- 土砂災害 特別警戒区域(レッドゾーン)** 建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域
- 土砂災害 警戒区域(イエローゾーン)** 土砂災害のおそれがある区域

